

## 平成30年7月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年7月23日〔月曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力
//	2番	中村 正幸
//	3番	深田 広文
//	5番	羽生 友保
//	6番	杉 為昭
//	7番	鯨島 繁樹
//	9番	牛越 紀幸
//	10番	坂本 江里子
//	11番	岩本 延男
//	12番	河本 アツミ
//	13番	石寺 政和
//	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

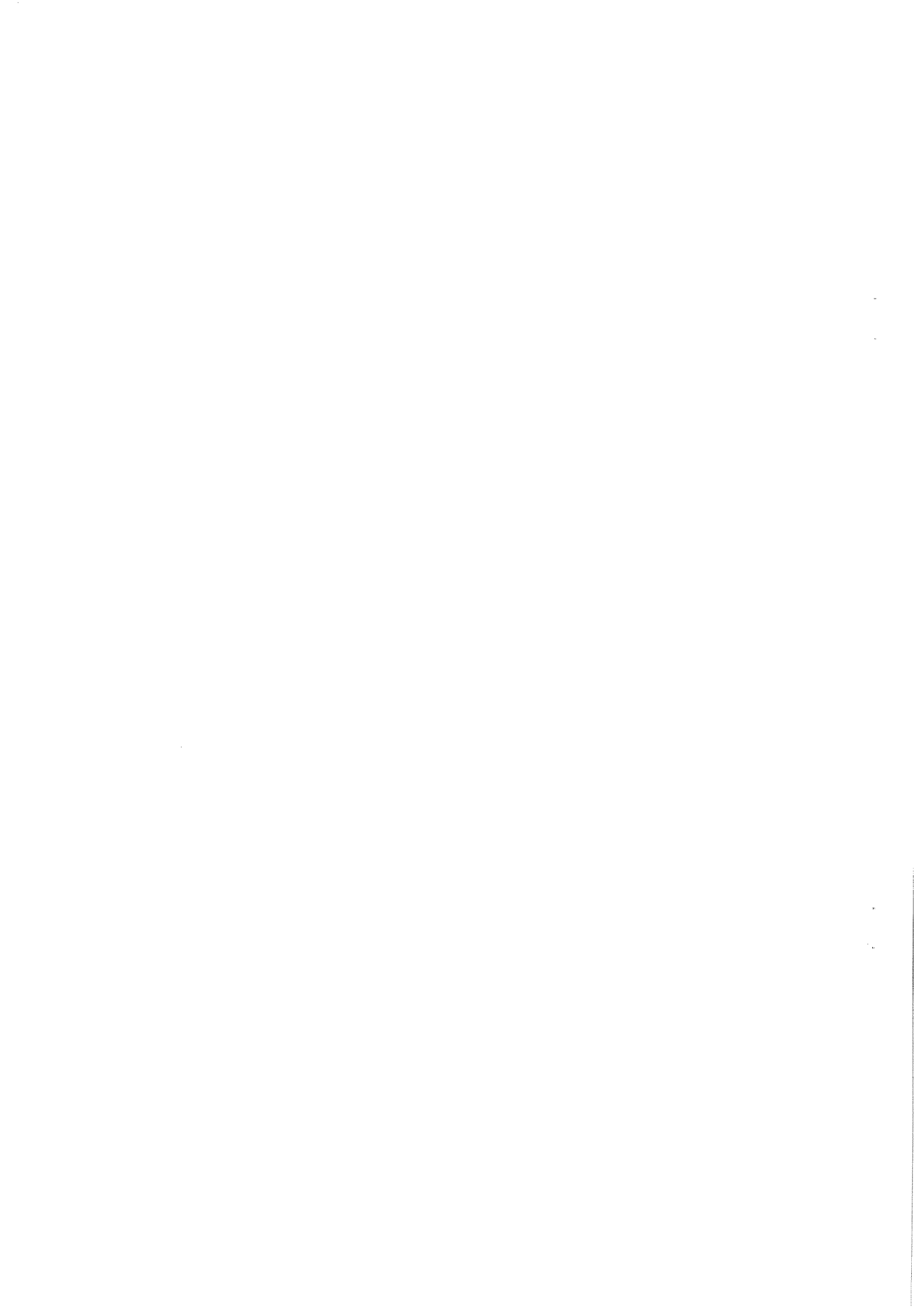
第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 あっせんについて

議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について



## ○局長

定刻になりましたので、7月の定例総会を開会いたします。

それでは、会長にあいさつをいただき引き続き議事進行をお願いいたします。

## ○会長

皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、出席をいただきありがとうございます。

さて、いよいよ本格的な夏を迎え非常に暑い日が続いております。特に、米の生産農家の方は収穫の真最中かと思えます。また農地利用状況調査も実施中でもあり、熱中症などに十分注意をされまして頑張っていたいただきたいと思います。農地利用状況調査も三年目になりますが確実に調査を実施していただきますようよろしくお願いします。

## ○議長

それでは、ただいまから7月の定例総会を開会いたします。

まず始めに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。議事録署名委員には、1番上妻委員と2番中村委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

## ○議長

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は1ページです。

## ○事務局

今日は賃借権設定1件、使用貸借権設定1件、所有権移転1件、合計3件の申請がありました。

1番です。榕城桃園地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積8,562平米のうち1,500平米を賃借により5年間借り受けるものです。

2番です。伊関沖ヶ浜田地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積4,441平米を使用貸借により25年間借り受けるものです。

3番です。中割千段之峯地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積14,776平米を売買により所有権移転するものです。

以上、本件1番から3番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。

## ○議長

ただいま、事務局の方から説明がありました。続きまして担当委員の報告をお願いします。

## ○5番委員

5番です。それでは、整理番号1について説明いたします。19日午前9時に申請地に借り人と推進委員と現地確認をいたしました。借り人は、元農業高校の先生で現地にはサトウキビが作付され、きれいに管理されておりました。貸し人には電話で申請の内容を確認いたしました。貸し人も安心しておりました。借り人・貸し人双方に意見の食い違いはなく、申請書のとおりでありました。許可相当と考えます。以上です。

## ○6番委員

6番です。整理番号2について説明いたします。先月にも譲渡人と譲受人、双方立会いのもと現地にて聞き取り調査及び確認事項等の調査を行いました。そして昨日、再度現地に出向き、その後の状況を確認したところでございます。譲受人は62歳の兼業農家で民宿を営んでおりましたが、息子に譲り現在レザーリーフファン等を栽培しております。申請地には現在、「ひさかき」を作付けしております。適切な管理もなされており、申請について何ら問題がないと

考えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

#### ○11 番委員

11 番です。整理番号 3 について説明します。昨日、譲受人立会いのもと現地調査を行いました。譲渡人とは電話で確認をしております。譲渡人と譲受人は昔からの友人であり、譲渡人からの要望で昨年 12 月に売買がされたようです。申請地は中割千段之峯の 1 筆で、農地は 3 枚に分かれております。現況は、ロータリー耕がされておりまして、1 番下の畑の一部には、アボカドの幼木が植えられておりました。残りの農地には牧草を植えるとのことでした。また譲受人は兄弟で経営する整備工場に勤務し、地元、石寺でパッションフルーツ・マンゴーも栽培し和牛農家としても頑張っております。機械等も揃っておりまして、定年後にはこの温暖な申請農地にアボカドを増やしていきたいとっておりました。また将来、和牛放牧もしたいということでした。審議をよろしく申し上げます。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま議案第 1 号について、事務局並びに担当委員の方から報告がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いいたします。

#### ○議長

無いようですので採決をいたします。議案第 1 号について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

#### ○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定いたします。

#### ○議長

続きまして議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は 2 ページです。今月は、農業用施設（牛舎・運動場・堆肥舎・畜産用水タンク）1 件の申請がありました。

1 番です。申請地は住吉深川地区の土地 2 筆で台帳現況地目畑、面積 1,173 平米及び 731 平米のうち 119 平米であります。申請理由は、現在 23 頭の和牛繁殖雌牛を飼育しているが、規模拡大により 20 頭程度増頭し 40 頭規模の経営にするために、新たな牛舎・運動場等を整備したいとのこと。土地の条件は、農振農用地区域内であることから、農用地区域内農地に該当すると判断されます。ただし、農用地利用計画において、指定された用途に供するとして変更されていることから、問題ないと思われ。周辺は畑や自己所有の牛舎がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われ。

また、補助金の内示書及び融資予定証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから転用は確実に行われるものと思われ。以上で説明を終わります。委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありました。これについては先日、現地調査が行われております。それでは調査委員長の報告をお願いします。

#### ○7 番委員

7 番です。番号 1 について報告をいたします。去る 7 月 20 日、担当委員・推進委員・事務局合計 6 名で申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請者は規模拡大のために新たな牛舎運動場を整備し、40 頭規模の経営をしたいということ。周りに何ら影響を及ぼす

施設も無く、また排水工等も通っており何ら問題ないと思います。この案件は、平成30年2月に用途変更が出されていたもので、さらにまた、堆肥舎の配置についての見直し等で、先月調査委員が調査をしているところで、今回3回目の現地調査となりました。何ら問題は無いと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。それでは続きまして担当委員の報告をお願いいたします。

#### ○1 番委員

1番です。調査委員長の報告のとおりでございます。申請人は、平成30年1月10日に用途変更の申請を行い今回の許可申請となりました。頭数も増える予定であります。作業効率を考えるとスペースも広く取り、安全で効率よく作業できる施設が良いと思いますので、許可相当と思われる。審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま議案第2号について、事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

#### ○議長

無いようですので採決いたします。議案第2号について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

#### ○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定いたします。

#### ○議長

続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は3ページから4ページです。

1番です。申請地は現和近政地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積646平米であります。申請理由としましては、譲受人は現在、借家住まいのため、父より申請地を譲り受け、自己の住宅及び農業用倉庫を建築したいとのことです。土地の条件は、農振農用地区域外であり、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。周辺は住宅や自己所有の畑がありますが、被害防除計画及び被害防止誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われれます。融資予定証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われれます。

2番です。申請地は現和西俣地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積297平米であります。申請理由としましては、譲受人は、現在借家住まいであり、譲渡人より土地を取得し自己の住宅を建築したいとのことです。土地の条件は、農振農用地区域外であり、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。周辺は住宅や畑がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから転用による周囲の被害はないと思われれます。融資予定証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから転用は確実に行われるものと思われれます。

3番です。申請地は下西下石寺地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積297平米であります。申請理由としましては、借り人は土木工事業砂利採取業を営み、申請地に隣接する土地で砂利採取を行っています。申請地を借り受け、隣接地での砂利採取のための保安区域としたい

とのことです。砂利採取については1年ごとの許可となり、申請地は、昨年からの更新で1年間の一時転用の使用貸借となっております。土地の条件は、農振農用地区域外であり、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。周辺は原野と山林で、被害防止計画書及び被害に関する誓約書も提出されていることから、転用による被害はないと判断されます。

4番です。申請地は下西川迎地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積283平米であります。申請理由としましては、譲受人は、現在の住まいの老朽化により、申請地を求めて新たに住宅を建築したいとのことです。土地の条件は、農振農用地区域外であり、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内である農地であることから、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当すると判断されます。周辺は住宅や畑がありますが、被害防除計画及び被害防止誓約書が提出されていることから転用による周囲への被害はないと思われまます。預金残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用を確実に行われるものと思われまます。以上で説明終わります。委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がありました。これについても先日現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願ひいたします。

#### ○7番委員

7番です。整理番号1について報告いたします。7月20日間、担当委員・推進委員・事務局、そして譲受人・譲渡人立会いのもと現地調査を行いました。譲受人と譲渡人は親子関係でございます。譲受人は現在、借家住まいなので、父より申請地を譲り受け自己の住宅を建築したいとのことでございます。農家住宅500平米以上ということで、何ら問題はないと思ひまます。

次に、整理番号2について報告いたします。同じく20日に担当委員・推進委員・事務局そして本人立会いのもと現地調査を行いました。譲受人は現在、借家住まいであり、譲渡人より土地を取得し、自己の住宅を建築したいということです。非農家であり、一般住宅500平米以内で市道に面したところであり排水等にも何ら問題ないと思われまます。

次に、整理番号3について報告いたします。同じく20日担当委員・推進委員・事務局・譲受人の案内人等で現地調査を行いました。借り人は、土木工事業・砂利採取業を営み申請地に隣接する土地で、砂利採取を行っているようでございます。当地域は、砂利採取のための保安区域ということで、平成26年度より年次で毎年のように申請を行っているということで、継続申請になるということでございます。以上です。

次に、整理番号4について報告いたします。同じく20日に担当委員・推進委員・事務局・譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。譲受人は、現在の住まいの老朽化のため、申請地に新しく住宅を建てたいという事で、現在申請しているところに一般住宅500平米以内ということであり、市道に面しており排水等も何ら問題ないと思われまましたので許可相当と考えまます。以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。それでは続いて担当委員の報告をお願ひいたします。

#### ○13番委員

はい、13番です。整理番号3について説明いたします。ただいま、事務局並びに調査委員長が詳しく説明したとおりでございます。一年更新ということでございますので、何ら問題はないと思ひまます。

整理番号4について説明いたします。これもやはり事務局並びに調査委員長が詳しく説明をいたしました。今回、新築する家の近くに申請人の両親が住んでおり、高齢ということもあり親の面倒を見るにも最適な場所ではないかと思ひまます。許可相当と考えまます。以上です。

○議長

ただいま議案第3号について事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○議長

それでは無いようですので採決いたします。議案第3号について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第4号「あっせんについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案4号「あっせんについて」です。資料は5ページから7ページです。

5ページ上段及び中段の「売りたい」の申し出です。畑が2筆で1枚となっており、譲渡人も兄弟であることから一括して説明いたします。場所は安城上之町地区です。現在耕作を行っておらず、売り手を探したいとのことです。価格については標準額で売却したいとのことです。あっせん委員については、9番牛越委員と11番岩本委員をお願いいたします。

5ページ下段及び6ページ上段の「売りたい」の申し出です。場所は榕城朝日が丘地区です。田に付随する水路や入込の道路も一緒に売却したいとのことです。なお現在、作付けしており、3月ごろに引き渡しとなり、価格については20万円ほどと考えているようです。あっせん委員につきましては、5番羽生委員と13番石寺委員をお願いいたします。

6ページ上段及び7ページの「売りたい」の申し出です。場所は、住吉里之町地区です。価格については標準額で売却したいとのことです。あっせん委員については、1番上妻委員と3番深田委員をお願いいたします。以上です。

○議長

ただいま事務局より説明がありました。今月は「売りたい」の申し出が4件であります。これについて何か質疑のある方は挙手をお願いします。

○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくをお願いいたします。

○議長

続きまして議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。まず始めに「利用権の設定」を説明いたします。1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成30年8月1日から平成33年4月31日の3年間、地目畑、面積3,801平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成30年8月1日から平成35年7月31日の5年間、地目畑、面積1,795平米、利用権の設定をする者1人受ける者1人です。

3段目です。期間が平成30年8月1日から平成40年7月31日の10年間、地目畑、面積7,314平米、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

内訳については、1の2ページを、詳細については1の3ページから1の8ページをご覧ください。以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員

の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

**○議長**

ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がありました「利用権の設定」整理番号1番から4番について審議をいたします。担当委員の報告をお願いいたします。

**○2番委員**

2番です。整理番号1・2は借り人が一緒ですので、あわせて報告いたします。7月20日、14時借り人立ち会いのもと現地調査を行いました。借り人は、乳用牛150頭を飼育する農地所有適格法人であります。整理番号1の貸し人とは親子関係です。整理番号2の貸し人は、同じ地域出身の方です。双方とも以前から借りており、やっと今回の申請となったようです。4枚の畑は牧草を作付けしておりました。農業機械についても一式揃っており、経営技術についても、何ら申し分ありません。なお、貸し人とは電話にて確認しております。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

**○7番委員**

7番です。整理番号3について報告いたします。7月21日借り人立会のもと現地調査を行いました。借り人は安納芋、さとうきび、肉用牛等を経営する農家で、農業機械等も一式、揃っており何ら問題ないと思います。なお、当該地域は前回も借り受け、期間が終わったということで再度利用権の設定をするものです。畑には既に安納芋が作付されておりました。きれいに管理もされていて何ら問題ないと思います。以上です。

**○12番委員**

12番です。整理番号4番について報告いたします。7月22日、推進委員・借り人立会のもと、現地での聞き取り調査を実施しました。借り人は酪農とたばこを作っている農家の方で書類には利用目的が牧草となっておりますが、申請地にはたばこを作るということでした。来年の3月までは荒れないようにするということでした。貸人とは電話で確認をしております。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

**○議長**

ただいま、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**○議長**


無いようですので採決をいたします。「利用権の設定」1番から4番について、原案どおり承認する方は挙手でお願いいたします。


**○議長**

ありがとうございました。全員の賛成ですので、「利用権の設定」1番から4番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。



会 長 脇 田 峰 生 

1 番 委 員 上 妻 力 

2 番 委 員 中 村 正 幸 